

建物共済

住まいる
火災/総合
群馬県農業共済組合

安心を
お届けします。

NOSAIの建物共済には火災共済と総合共済があります。
1年間の短期契約が基本なので毎年契約内容を見直せます。

建物共済のご加入につきましては、農業を実施されていることがご加入の条件となります。詳しくは、最寄の支所又は本所までお問い合わせください。



火災 共済

火災から財産をがっちり守る!!

建物1棟当り **6,000万円** までご加入できます。

- ◆家具類・農機具をご加入する場合は、建物の加入金額と家具類または農機具の加入金額を合計した額が6,000万円までとなります。
 - ◆鉄筋コンクリート造は、部屋ごと、フロアー（各階）ごとに6,000万円までご加入できます。
 - ◆建物1棟に火災共済と総合共済の両共済をご加入する場合は、それぞれの共済金額の合計額は6,500万円が上限額となります。
- ※物件によってはご加入できる金額が制限されます。

こんな事故が対象になります

火 災



落 雷



破裂・爆発



給排水設備等の破損による **水ぬれ**



(老朽化は除く)

盗難による破損・汚損



(盗難品は除く)

物体の落下・飛来、車両の飛び込み・接触



(自然災害は除く)



騒じょうにともなう破損



- ◆給排水設備等の破損による水ぬれは給排水設備等のみの被害（建物に水ぬれ被害がない場合）では、共済金の支払対象となりません。
- ◆第三者の行為によって建物や家具類等に損害が生じ、NOSAIが共済金をお支払いしたときは、共済金の額を限度として加入者の第三者に対する権利を取得します。



ご注意ください!



火災共済 では落雷を除いた自然災害（風水害・雪害、土砂崩れ、地震、噴火等）による事故は、共済金の支払対象になりません。

総合共済 へのご加入をおすすめいたします。

総合 共済

火災はもちろん、自然災害にも強い味方!!

建物1棟当り **2,000万円** までご加入できます。

- ◆家具類・農機具をご加入する場合は、建物の加入金額と家具類または農機具の加入金額を合計した額が2,000万円までとなります。
- ◆鉄筋コンクリート造は、部屋ごと、フロアー（各階）ごとに2,000万円までご加入できます。

こんな事故が対象になります

火災



落雷



破裂・爆発



給排水設備等の破損による **水ぬれ**



盗難による破損・汚損



(盗難品は除く)

物体の落下・飛来、車両の飛び込み・接触



騒じょうにともなう破損



自然災害



風水害・雪害



土砂崩れ



地震等

- ◆第三者の行為によって建物や家具類等に損害が生じ、NOSAIが共済金をお支払いしたときは、共済金の額を限度として加入者の第三者に対する権利を取得します。

地震のときは
加入金額の
30%を補償



地震や噴火によって、建物は損害割合5%以上、家具類等は損害割合70%以上の損害を受けたとき、加入金額の30%に相当する金額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

共済掛金

火災共済・総合共済の掛金

共済掛金は共済の種類、建物の種類、構造によって異なります。下表の建物共済共済掛金表は**火災共済**、**総合共済**の**100万円**で**ご加入した場合**の掛金（契約期間1年）となります。

建物共済 共済掛金表（加入金額100万円当たり掛金/1年間）

使用目的	建物の種類	構造	共済種類	一般造 (木造)	鉄骨造・ ALC版造	鉄筋 コンクリート造
				普通物件	住宅及び家具類・物置・農作業場・土蔵・畜舎など	火災共済
			総合共済	1,860円	1,500円	1,280円
使用目的	特殊物件	販売店舗・倉庫・事務所、これら建物との併用住宅及び住宅部分内の家具類など	火災共済	1,690円	770円	310円
			総合共済	2,530円	1,720円	1,310円
	割増物件	飲食店・工場・加工場、これら建物との併用住宅及び住宅部分内の家具類など	火災共済	3,590円	1,570円	510円
			総合共済	4,220円	2,430円	1,490円

普通物件（100万円当たりの掛金）

一般造(木造)

火災共済 930円
100万円当たり掛金
総合共済 1,860円
100万円当たり掛金



- 柱が木造で、外から柱が見えるもの
- 柱が木造で、モルタル、防火サイディング、板張り、鉄板張りで、外から柱が見えないもの

鉄骨造・ALC版造

火災共済 530円
100万円当たり掛金
総合共済 1,500円
100万円当たり掛金



- 柱が木造で、外壁がALC版で覆われ、外から柱が見えないもの
- 柱、ハリ、小屋組が鉄骨造で、外壁がモルタル、サイディング、鉄板張り、ALC版のもの

鉄筋コンクリート造

火災共済 280円
100万円当たり掛金
総合共済 1,280円
100万円当たり掛金



- 鉄筋コンクリート造、れんが造、石造りのもの

- ◆ 共済金額は10万円単位でのご加入となります。
- ◆ ご不明な点は、最寄りの支所にお問い合わせください。

充実の 補償 内容

共済金のお支払い

ご加入している建物・家具類等が、共済事故によって損害を受けた場合、建物や家具類等の価額（再建築・再取得価額）に対する、**加入金額の割合** に応じて **損害共済金** をお支払いいたします。

また、下記5つの **費用共済金** を支払い条件に応じ、併せてお支払いいたします。

費用共済金

残存物取片付け費用共済金



共済事故によって損害を受けたときの後片付け費用として、**損害共済金の10%を限度** に残存物取片付け費用共済金をお支払いいたします。

特別費用共済金 (火災等による全焼・全損事故の場合のみ)



火災等（自然災害は除く）の事故によってご加入している建物等が全焼または全損したとき、**加入金額の10%、1建物あたり200万円** を限度に特別費用共済金をお支払いいたします。

失火見舞費用共済金



加入者が所有する加入建物から発生した火災・破裂・爆発によって、**第三者が所有する物に損害を与え見舞金等の費用が生じた場合**、**1被災世帯あたり20万円以内**、**1事故につき加入金額の20%を限度** に失火見舞費用共済金をお支払いいたします。

損害防止費用共済金



ご加入している建物等の消火活動のために加入者が **支出した費用** について、**実費を限度** に損害防止費用共済金をお支払いいたします。

地震火災費用共済金

※火災共済に限りです。



火災共済にご加入している建物等が、地震や噴火を原因とする火災によって、建物は半焼以上、家具類は全焼のとき、**加入金額の5%** を限度に地震火災費用共済金をお支払いいたします。

建物共済被災者支援事業

●死亡・傷害に対する見舞金

加入者、またはその同居親族が、ご加入している建物の共済事故によって、**死亡または、傷害** を受けた場合、支払条件に応じて見舞金をお支払いいたします。

●地震・噴火災害に対する見舞金（総合共済加入者に限る）

総合共済にご加入している建物が、地震・噴火によって損害を受け、共済金の支払対象にならなかった場合、**1万円の見舞金** をお支払いいたします。

●風呂釜の空焚き・給排水設備の破裂に対する見舞金

建物共済にご加入している建物が、風呂の空焚きまたは給排水設備の破損など、軽微な損害であって、**建物の損害にはいらず、共済金の支払対象にならなかった場合**、**1万円の見舞金** をお支払いいたします。

●罹災物件復旧支援者に対する謝礼品

加入建物が損害を受け、その **復旧を支援する皆様への謝礼品** を加入者に対し給付いたします。

●未加入物件火災事故見舞金

建物共済加入者が所有する未加入建物が火災・破裂・爆発により損害を受け、**共済金の支払いを受けなかった場合**、加入者ごとに見舞金をお支払いいたします。

交付基準 交付額	全焼・全損以外 5千円	全焼・全損 1万円
-------------	----------------	--------------

※見舞金等の内容は、予告なく変更されることがあります。

共済金のお支払例

火災等による損害

全焼の場合は、加入金額をお支払いしますが、加入金額が建物・家具類等の価額を超えるときは**建物または家具類の価額**が**支払いの限度額**になります。

部分焼の場合は、建物・家具類の価額と、加入額の比率（加入割合）によって、支払額が決まります。加入金額が建物・家具類等の**80%以上の加入割合であれば、損害額はまるまる補償**されますが、**80%未満のときは下記 ●計算式 1** の方法によってお支払いいたします。

●計算式 1（加入割合80%未満の場合）

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物または家具類の価額}} \times 0.8$$

●お支払例

	加入金額	共済金合計額	損害共済金	取片付け費用	特別費用
全焼	2,000万円	2,400万円	2,000万円	200万円	200万円
	1,000万円	1,200万円	1,000万円	100万円	100万円
部分焼 1,000万円の損害	2,000万円	1,100万円	1,000万円	100万円	
	1,000万円	687.5万円	625万円	62.5万円	

再建築価額 2,000万円

落雷による損害

共済金のお支払い方法は、建物・家具類ともに ●計算式 1 と同様です。

注) 落雷の被害はそのほとんどが電化製品への損害ですが、たとえばボイラー・エアコンなど建物設備については建物の損害として取扱い、電話機・テレビなどについては家具類の損害の取扱いとなります。

●落雷事故損害品目例

建物設備として取扱う品目

ボイラー・エアコン・インターホン・換気扇・洗浄機能付便座・分電盤・配電盤・電気配線・アンテナ・照明器具・ソーラーシステムほか

家具類として取扱う品目

電話機・ファクシミリ・テレビ・ビデオデッキ・パソコン・洗濯機・乾燥機・電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器ほか



自然災害による損害（総合共済）

風水害や雪害などの自然災害（地震等を除く）については、損害の割合によってお支払いする共済金の計算方法が異なります。

（**損害割合** = 損害額 ÷ 建物等再建築・再取得価額）

損害割合が80%以上の場合は、●計算式2の方法によって、損害額に加入割合を乗じた額をお支払いいたしますが、損害割合が80%未満の場合は、●計算式3により、損害額から1万円か建物等価額の5%に当たる額のいずれか低い額を控除した額に、加入割合を乗じた額をお支払いいたします。

●計算式2（損害割合80%以上）

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等価額}}$$

●計算式3（損害割合80%未満）

$$\text{損害共済金} = \left(\text{損害額} - \begin{array}{l} \text{建物等価額の5\%} \\ \text{又は1万円の低い額} \end{array} \right) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等価額}}$$

地震による損害（総合共済）

地震や噴火によって建物は損害割合5%以上、家具類等は損害割合70%以上の損害を受けた場合、●計算式4の方法によって、加入金額の30%に相当する金額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

●計算式4

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額} \times 0.3}{\text{建物等価額}}$$

加入金額が建物等の価額を上回った場合

加入金額が建物等の再建築・再取得価額を上回っていた場合、全焼したときであっても、損害共済金は建物等の損害額（建物等の価額）までしかお支払いすることができません。

ほかの保険にご加入していた場合

建物共済「住まいる」にご加入している建物等がほかの保険・共済にご加入していた場合で、それぞれ契約の支払責任額合計が損害額（建物等の価額）を超えるときは、それぞれの保険・共済が加入金額等に応じて、**損害額を限度**にお支払いいたします。



建物の加入のめやす

再建築価額を補償!!

一般的に、建物は古くなるにつれその価値が下がる傾向にあります。そのためか、保険や共済への加入意識も低い傾向にあり、建物の価額と補償額を比べた場合、その差額が大きく開いているものが見うけられます。

建物共済「住まいる」では、全ての建物について、**再建築価額**（現在の建物と同等のものを建て直すための経費）まで補償しています。

つまり、30年前、50年前に建てたという建物であっても、その建物と同等のものを建て直す経費まで補償されるということです。したがって、その建物の再建築価額を算出し、**それに見合ったご加入**をおすすめいたします。

建物価額の見積もり方



◆延坪数は、建物の総床面積です。

◆坪当たり単価は、建物の使用目的、構造によって異なります。

建物構造別坪当たり単価表

建物の構造		使用目的						
		住宅 併用住宅	物置・倉庫 農作業場	土蔵	公民館 事務所	飲食店 店舗	工場 加工場	
一般造 (木造)	瓦屋根	60万円	20万円	—	50万円	60万円	25万円	
	瓦以外	50万円	15万円	—	40万円	50万円	20万円	
鉄骨造・ ALC版造	全ての屋根	65万円	20万円	70万円	60万円	70万円	35万円	
鉄筋コン クリート造	全ての屋根	80万円	45万円	—	70万円	80万円	50万円	

◆表記の坪当たり単価につきましては、一例です。詳しくは最寄りの支所にお問い合わせください。

建物の構造のめやす

建物共済「住まいる」では、**火災等の危険度**によって構造を「**一般造**」「**鉄骨造・ALC版造**」「**鉄筋コンクリート造**」の3つの区分に分けています(下図)。それぞれの構造に基づき標準坪当たり単価のめやすを表示しています。



◆外壁の全てがALC版で覆われた建物は、柱が木であっても鉄骨造扱いとなります。

家具類の加入のめやす

再取得価額を補償!!

建物共済「住まいる」では、全ての家具類について **再取得価額**（同等のものを新しく購入する経費）まで補償しています。一般的に、家具類はその単価がそれほど高いものではないことや、長年にわたり買いたし、使い古していることなどの理由から、実際の価値よりも低く考えられる傾向があります。再取得価額を算出し、**それに見合ったご加入**をおすすめいたします。

◆家具類のみのご加入はできませんので、**建物と併せて**ご加入ください。

家具類再取得価額の標準価額

住宅の中にある家具類は、家族全員が使う共通家具類（テレビ・電話・テーブル等）と、お父さん、お母さん、子供といったそれぞれが持つ個人家具類（衣類・ランドセル・寝具等）に区分されます。**共通家具類は住宅面積**によって、**個人家具類は性別・年齢別等**によってそれぞれの再取得価額を求め、この合計額が家具類の標準価額になります。

家具類の再取得価額 = **共通家具類** + **個人家具類**

共通家具類再取得価額			個人家具類再取得価額		
住宅延面積		価格	性別	年齢等	価格
20坪未満	66㎡未満	480万円	男性	25歳以上	215万円
20坪～30坪	66㎡～99㎡未満	530万円		25歳未満	145万円
30坪～40坪	99㎡～132㎡未満	610万円		大学生	115万円
40坪～50坪	132㎡～165㎡未満	675万円	女性	25歳以上	460万円
50坪～60坪	165㎡～198㎡未満	725万円		25歳未満	275万円
60坪～70坪	198㎡～231㎡未満	770万円		大学生	200万円
70坪～80坪	231㎡～264㎡未満	815万円	男女共通	小・中・高生	70万円
80坪～90坪	264㎡～297㎡未満	860万円		幼児	40万円
90坪以上	297㎡以上	885万円			

家具類再取得価額の算出例：住宅面積45坪・5人家族

住宅面積45坪・5人家族「おばあちゃん（75歳）・世帯主（50歳）・世帯主妻（48歳）・長女（大学生）・長男（中学生）」のときは？

共通家具類		個人家具類		家具類加入のめやす
住宅 45坪	675万円	おばあちゃん	460万円	2,080万円
		世帯主	215万円	
		世帯主妻	460万円	
		長女	200万円	
		長男	70万円	
		個人家具類計	1,405万円	

◆家具類に適用される掛金につきましては、家具類が収容されている建物の掛金と同様です。

農機具の 加入の めやす

再取得価額を補償!!

建物共済「住まいる」では、全ての農機具を **再取得価額**（同等のものを新しく購入する経費）まで補償しています。

物置や倉庫に格納されている農機具が火災事故によって損害を受けることも少なくありません。 **格納する建物と併せて** 農機具のご加入をおすすめいたします。 **格納中に発生した共済事故のみ対象になります。**

◆農機具のみのご加入はできませんので、 **建物と併せてご加入** ください。

[単位：万円]

農機具の加入のめやす

それぞれの農機具を合計した額

農機具名・性能機能	補償価額	農機具名・性能機能	補償価額		
乗用トラクター	20馬力未満	150	スピードスプレーヤー	300リットル未満	100
	20～40馬力	300		400リットル	150
	40～60 "	400		500 "	250
	60～80 "	550		600 "	400
	80～100 "	700		1,000リットル以上	600
	100馬力以上	850		歩行用トラクター	6馬力未満
乗用田植機	4条植え	100	6～8馬力		50
	5条 "	150	8～10 "		60
	6条 "	200	10馬力以上		80
	8条 "	300	歩行用田植機	2条植え	40
乗用コンバイン	2条刈り	250		4条 "	60
	3条 "	450		6条 "	80
	4条 "	700	ハンダー	1条刈り	40
	5条 "	900		2条 "	50
6条 "	1,000	管理機	3馬力未満	10	
循環型乾燥機	1トン未満		100	3～6馬力	20
	1～2トン		150	6～9 "	30
	2～3 "		200	9馬力以上	40
	3トン以上	250			

◆表記価額は全国の平均小売希望価額です。上記以外の農機具につきましては、購入時の小売価額をめやすにご加入ください。

◆農機具に適用される掛金につきましては、農機具が収容されている建物の掛金と同様です。

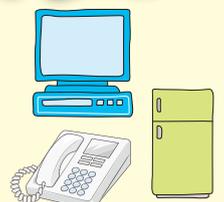
家具類ご加入のおすすめ

落雷事故が多発しています!

大切な家具類等も併せてご加入しましょう。

エアコン、ボイラー、アンテナ等の建物に直接設置されている設備や建物の付属設備は建物にご加入があれば補償の対象となりますが、テレビ、パソコン、電話機等の建物に固定されておらず、移動可能な物は家具類のご加入がない場合は補償の対象となりません。

◎再取得価額の80%以上のご加入をおすすめいたします。



この説明書は、加入申し込みされる皆様にあらかじめご承知いただきたい大切な情報が掲載されています。

加入申し込みの際は、パンフレットの掲載内容とこの説明書をご確認のうえ申し込みいただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの支所または本所にお問い合わせください。なお、支所などの連絡先は、裏表紙に掲載してございます。

1. 加入申込みと契約の成立

この契約は、加入者が所有又は管理する建物を補償の対象としていますが、加入建物内にある加入者又は同世帯の親族所有等の家具類等についてもご加入いただけます。契約は指定の加入申込書により組合に申し込み、その申し込みを承諾したときに成立します。

(門・塀・垣・カーポートその他工作物を加入する場合は、申込時に対象を明記する必要があります。)

契約が成立したときは、遅滞なく書面(共済証券)により契約内容等についてお知らせいたします。

※建物共済のご加入につきましては、農業を実施されていることが加入の条件となります。詳しくは、最寄の支所又は本所までお問い合わせください。

2. 加入できない建物等

キャバレー、ライブハウス、映画館、劇場、ダンスホール、博覧会、見本市、ゲームセンター、空家、発電室(出力100KW以上の場合)、変電所、自動車(農機具は除く)、通貨・有価証券・預貯金証券等、一組又は1点30万円以上の貴金属・宝石・骨董品等、設計書・証書・帳簿等、動・植物等の生物、営業用の什器備品・商品・製品等、記録媒体に記録されているデータ等、船舶などは加入することができません。

3. 共済事故

補償の対象としている事故(以下「共済事故」といいます。)は、次のとおりです。

(1)建物火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊(自然災害等による損害は除きます。)、給排水設備に生じた事故等による水濡れ(自然災害による損害は除きます。)、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱等による暴力・破壊行為(これらを総称して「火災等の事故」といいます。以下同じ。)

(2)建物総合共済

火災等の事故、自然災害(台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り)、その他これらの事故に類する自然現象による損害(これらを総称して「自然災害」といいます)、地震・噴火・津波(以下「地震等の事故」といいます。)

4. 共済金の支払額

加入建物等が3の共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。

(1)損害共済金 (2)残存物取片付け費用共済金 (3)特別費用共済金(火災等の全焼・全損事故の場合のみ) (4)地震火災費用共済金(建物火災共済加入の場合) (5)損害防止費用共済金 (6)失火見舞費用共済金

(支払内容等については、パンフレットの内容をご確認ください。)

なお、共済金の支払いにあたっては、「共済約款」に基づく計算を行いお支払いいたします。

5. 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次の場合には共済金をお支払いできません。

(1)加入者又はその者の法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。

(2)加入者と同世帯に属する親族の故意による損害。

(3)加入者以外の方が共済金を受け取る場合は、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害。ただし、その方以外の方が受け取る額については除きます。

(4)加入者が他人の所有するものを共済に付したときの故意による損害。

(5)加入物件の共済事故発生の際の紛失・盗難による損害。

(6)加入した建物等が本来持っている性質・欠陥による損害。

(7)戦争・革命・内乱及び暴動等及び核燃料物質の放射性・爆発性等による損害。

(8)加入者が損害発生の通知を怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実を反する通知をしたとき。

(9)加入者が共済事故の調査を妨害したとき。

(10)加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。

(11)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合・詐欺・その他類似する重大な理由があったとき。

(12)加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき。

(13)加入した建物の用途・構造等の変更による追加掛金の請求に対し、その支払いを加入者が怠ったとき。

6. 共済責任期間及び共済責任の開始

共済責任期間は1年です。共済責任の開始日は、掛金を組合に納めた日の午後4時から始まり、1年後末日の午後4時に終了します。ただし、掛金を納入した場合であっても、共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合は、その日の午後4時から開始されます。また、加入地区により決められた責任開始日のある場合は、その地区の責任開始日に合わせるため1ヶ月単位の責任期間でご加入いただく場合もあります。

(加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて掛金をお支払いいただいた場合は、お支払い日から責任が開始となります。なお、掛金のお支払い前の共済事故については、共済金のお支払いはできません。また、自動継続特約でのご加入の場合は、掛金のお支払期限につきまして猶予期間があります。)

7. 共済金額（加入金額）

(1)契約は建物1棟ごとの契約となりますので、共済金額は建物1棟ごとに、火災共済では6,000万円、総合共済では2,000万円が加入の上限額になっています。ただし、同一建物を火災共済と総合共済の両共済に加入する場合は、それぞれの共済金額の合計額が6,500万円を上限額とします。(建物の価額が著しく減少した場合は、共済金額を減額することもできます。)

(掛金についての詳しいお問合せは、組合の本・支所にお問合せください。)

(2)共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者が善意かつ重大な過失がなかった場合、その超過した部分につき、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

8. 告知義務・通知義務違反等による解除

法令により、申し込みに関し次の義務が課せられましたので、必ず内容等をご確認ください。申込書に★を付した項目は、加入者に告知を求める事項(以下「告知事項」といいます。)、引受内容に変更等があった場合に加入者が組合に通知すべき事項(以下「通知事項」といいます。)となっております。事実を正確に記入し変更等があった場合には速やかに組合へご連絡ください。

※告知事項

(1)用途名 (2)建物の所在地 (3)建物延面積 (4)物件 (5)構造 (6)他保険・共済契約の有無

※通知事項

(1)氏名・住所に変更が生じた場合 (2)他保険・共済と新規契約等した場合 (3)建物を譲渡した場合 (4)建物を解体した場合 (5)共済金支払対象事故以外で破損した場合 (6)建物を改築・増築等変更した場合。又は15日以上にわたって修繕する場合 (7)建物が30日以上、空家又は無人となる場合 (8)建物を他の場所に移転する場合 (9)建物の用途を変更する場合 (10)建物の危険が著しく増加する場合 (11)本組合が求めた告知事項に変更があった場合。等

申し込みの際の告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をしない場合や不実の告知をした場合は、建物共済の共済関係を解除することがあります。また、共済金搾取のための損害を生じさせようとするなどの重大事由の場合や通知事項の連絡がない場合等は共済関係を解除します。(共済金の支払を受けることができなくなる可能性があります。)

9. 損害発生時の通知及び損害防止の義務

加入した建物等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生時の通知をお願いします。また、建物等に事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差引くことがあります。

10. 共済掛金等の追加返還等

共済関係の成立後に、告知・通知事項等により組合が承認した場合は、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金等を追加徴収または返還します。

11. その他の重要事項

何らかの事由により組合が解散せざるを得ない状況になった時は、農業災害補償法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金を加入者に払い戻すこととなっております。この場合には、財務状況により払戻金の削減を行う可能性があります。組合では全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」といいます。)との間で再共済契約を結び危険の分散を図るなどの対応策を講じ健全な運営に努めています。

12. 個人情報の取り扱い

(1)ご加入の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます。)については、組合が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます。)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2)組合は、共済金支払責任の一部を全共連の再共済に付しているため、全共連との間で個人情報を共同利用します。

(3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再共済取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

建物共済「住まいる」に正しくご加入いただくために、下の加入申込書の記入例と
チェック項目に沿ってご確認いただくポイントをご案内いたします。

チェック1 住所、氏名、連絡先をご確認ください。

記載内容をご確認いただき、訂正する場合は二重線で消し、内容をご記入ください。

- 例…父親の名義で加入していたが、息子の名義に変更したい。

チェック2 用途名、加入内容、構造、建物延面積、家族数などをご確認ください。

物件を複数ご加入いただいている場合は、申込書が複数枚ある可能性がございますのでそれぞれの加入内容をご確認ください。

- 現契約…現在ご加入している金額です。

- 変更後…現契約以外の金額でご加入する場合は、ご希望の金額をご記入ください。

★印が付された項目は「告知事項」と「通知事項」となっております。記載内容をご確認いただき、訂正する場合は二重線で消し、内容をご記入ください。★印の付された項目…用途名、所在地、他の保険（共済）の加入金額、構造、建物延面積、物件

- 例1…建物を改築したため、建物の構造が変わった。

- 例2…建物を増築したため、建物の面積が大幅に変わった。

チェック3 建物共済加入資格調査にご記入ください。

営農状況について、該当する番号に○をつけてください。「2」に該当する場合は、「作物等名」「規模」をご記入ください。

- 例1…NOSA Iの水稲共済に加入している。「1」に○を付けてください。※「1」に該当する方は、作物名、規模のご記入はいたしません。

- 例2…キュウリ、トマト、ナス等を合計で6アール栽培している。「2」に○をつけて作物等名に「キュウリ」規模に「6」とご記入ください。

※作物等名は、いずれか一品目のみご記入ください。

※どちらの番号にも該当されない方は、加入資格条件が満たされていないため、ご加入できません。

チェック4 記載内容を再確認後、押印し、申込年月日をご記入ください。

記載内容及び、修正した内容をご確認いただき誤りがない場合は必ず申込兼重要事項説明受（個人情報取扱同意）印に必ず押印してください。
申込年月日には、押印していただいた日付をご記入ください。「提出用」のみ、ご提出ください。

ご不明な点等ございましたら最寄の支所（パンフレット裏面記載）へお問い合わせください。

加入申込書記入例

NOSAI 建物共済責任期間満了（継続加入）のお知らせ

群馬県農業共済組合 御中

提出用

チケット1

〒 371-XXXX
〇〇市〇〇町 1-3
共済 太郎 様



000-10-0100-20-12345678-00001-00000 21/27

チケット2

建物共済 番号	用途名★	加入		状況		内容		物件明細	
		建物	家具類	加入	内	容	構	造	積
01	住宅	1,500	500	1,500	500	2,000	37,200	一般造	165.00
	現契約 ※1							瓦	165.00
	変更後 ※2							再建築価額	建築年
								普通物件	平成12年
								階	家族数
								2	5人
								再建築価額	建築年
								一般造	昭和45年
								瓦	昭和45年
								再建築価額	家族数
								1	人
02	物置	800	500	1,300	12,090	1,300	12,090	一般造	132.00
	現契約 ※1							瓦	昭和45年
	変更後 ※2							再建築価額	家族数
								普通物件	平成12年
								階	家族数
								1	人
								再建築価額	建築年
								一般造	昭和45年
								瓦	昭和45年
								再建築価額	家族数
								1	人

建物共済住まいる加入申込書

チケット4

責任開始日 平成 XX 年 X 月 X 日 午後 4 時から

責任終了日 平成 XX 年 X 月 X 日 午後 4 時まで

チケット1

掛金払込方

2. 振替

3. 現金または振込

チケット1

金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店

口座番号 普通 1234****

口座名義人 キヨウサイ タロウ

チケット3

申込書が確認された場合については、上記の金融機関より、共済掛金を引落しいたします。
(注)口座番号については、個人情報保護のため、口座番号下3桁を「*」で表示しています。

必ず押印してください。

管理番号 21-27
お客様枚数 1/1

建物共済の重要事項説明書を了承し、次のとおり建物共済への加入を申込みました。建物共済加入資格調査の内容について確認し、回答します。

申込兼重要事項説明受 (個人情報取扱同意) 印

申込年月日 平成 年 月 日

氏名 共済 太郎 一郎

支所コード 000 10 01000 0100 12345678

電話番号 027-251-XXXX

携帯番号

建物共済加入資格調査

建物共済への加入につきましては、加入資格条件（農業を営んでいること）の確認が必要になりますので、該当する項目に○を付け、必要事項の記入をお願いいたします。どちらにも該当されない方は、加入資格条件が満たされていないため、ご加入できません。

1	建物共済以外の農業共済に加入している。 農作物共済・家畜共済・果樹共済・園芸施設共済 畑作 (大豆) 共済・畑作 (蚕繭) 共済
2	作物等の栽培・飼養を行っている。 作物等名 キュウリ 規模 6 a,頭(羽),箱

必ずご記入ください。

- ※1 現在ご加入されている共済金額です。
- ※2 共済金額を変更される場合はこちらの空欄に変更後の金額を記入してください。
- 注) 用途が併用住宅の場合は、「住宅部分面積」欄に住宅部分の面積をご記入ください。
- 注) この申込書に★印が付された項目は、「告知事項」と「通知事項」となっており、★印が付された記載内容に誤りがある場合は、共済金のお支払ができないことや契約を解除させていただく場合がございます。記載内容に変更が生じた場合は速速なく組合へお申し出ください。また、この申込書にない「通知事項」につきましては、共済約款及び重要事項説明書をご確認ください。

申込書	枝の合計	加入金額	共済掛金
現在の	ご契約	合計	49,290
			円

※裏面の重要事項説明書を必ず一読ください。

作成年月日 平成 XX 年 X 月 X 日

お問い合わせ先
群馬県農業共済組合 〇〇支所
〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 建物係

頼りがい一番 建物共済 住まいる

- 手続きが簡単。加入の時も、事故の時も、すべてお任せください。
- 共済金の支払いが早い。親切で確実が自慢です。
- 掛金が安い。加入者の心強い味方です。

こんな時 NOSAIへ

- ご加入の建物等に、共済事故による損害が発生した場合。
- ご加入の建物の取り壊し、増改築、移転をした場合。
- ご加入の建物の所有者、加入者名が替わった場合。

未加入物件はありませんか？

火災・落雷・風害・地震・雪害などの災害は、発生が予見できません。

罹災した場合は、建物や家具類などの損害の他に解体費用や残存物の取片付け費用も必要となり、その費用が高額となるケースも少なくありません。

また、未加入物件が罹災してしまったケースが県内でも多数見受けられます。

予期せぬ災害に備え、所有する全ての建物のご加入をおすすめいたします。

お問い合わせは●

●**本所**……………027-251-5631
前橋市大友町1-3-12(農業共済会館 2階)

中部グループ

●**前橋支所**……………027-254-2070
前橋市大友町1-3-12(農業共済会館 1階)

●**伊勢崎支所**…0270-62-9915
伊勢崎市東町2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)

西部グループ

●**高崎支所**……………027-344-2181
高崎市菊地町563

●**藤岡支所**……………0274-24-3730
藤岡市下栗須124-6

●**富岡支所**……………0274-62-2450
富岡市富岡2486-7

北部グループ

●**渋川支所**……………0279-26-2600
渋川市吹屋384(渋川市子持行政センター 2階)

●**中之条支所**…0279-75-2005
吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10

●**沼田支所**……………0278-23-5110
沼田市下之町904-5

東部グループ

●**太田支所**……………0276-20-9199
太田市新田金井町29(太田市新田庁舎 1階)

●**みどり支所**…0277-76-9181
みどり市笠懸町阿左美1912-1

●**館林支所**……………0276-75-3311
館林市仲町14-1



夜間・休日の火災事故受付ダイヤル ☎0120・509・345

平日夜間17:15～翌日8:30および土日祝日はこちらで火災事故の受付を行っています。

なお、状況によっては即日対応できない場合があります。あらかじめご了承ください。